

平成28年度 あいサポーター

地域実践塾



あいサポーターは日常生活の中で、障がいのある方が困っているとき等にちょっとした手助けをする意欲のある方であればどなたでもなることができます。ただ、日常生活でちょっとした配慮と言っても障がいの特性や障がいのある方それぞれに必要な配慮は異なります。

そこで、障がいについての更なる理解と、実際の活動で役立てていただけるよう、障がいのある方と交流する「地域実践塾」を開催します。

障がいのある方と交流をすることで、誰もが幸せに暮らすことができる共生社会について考える機会としていただければ幸いです。多くの方々の御参加をお待ちしております。

【主催】

鳥取県・鳥取県社会福祉協議会

【日にち・会場・内容】

	日にち・会場	内 容	
		午前	午後
東部会場	平成28年10月27日(木) 県立福祉人材研修センター 第二小研修室ほか (鳥取市伏野 1729-5)	◇障害者差別解消法について ◇発達障がいの理解と疑似体験	◇施設での体験・交流 社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会 青谷町総合福祉センター (鳥取市青谷町)
	平成28年11月7日(月) 県立福祉人材研修センター 中研修室ほか (鳥取市伏野 1729-5)	◇聴覚・言語障がいの理解 ◇視覚障がいの理解と 点字・歩行等体験	
中部会場	平成28年11月16日(水) まなびタウンとうはく 研修室ほか (琴浦町徳万 266-5)	◇差別解消法について ◇視覚障がいの理解と 点字・歩行等体験	◇施設での体験・交流 社会福祉法人 琴浦町社会福祉協議会 赤碕支所 (琴浦町赤碕)
	平成28年11月24日(木) まなびタウンとうはく 研修室ほか (琴浦町徳万 266-5)	◇聴覚・言語障がいの理解 ◇発達障がいの理解と疑似体験	
西部会場	平成28年10月20日(木) 米子コンベンションセンター 第2会議室ほか (米子市末広町 294)	◇聴覚・言語障がいの理解 ◇発達障がいの理解と疑似体験	◇施設での体験・交流 社会福祉法人 鳥取県厚生事業団 西部やまと園 (南部町阿賀)
	平成28年11月1日(火) 米子コンベンションセンター 第5会議室ほか (米子市末広町 294)	◇差別解消法について ◇視覚障がいの理解と 点字・歩行等体験	

【タイムスケジュール】

9:15 9:30 12:30 13:30 16:00

受付	各障がいの理解 (講義・疑似体験等)	昼食・移動	障がい者福祉施設での 体験・交流
----	-----------------------	-------	---------------------

※昼食は、各自で御準備ください。また、体験施設へは、事務局が送迎します。

【参加対象】 各会場定員20人 ※定員になり次第締め切ります。

あいサポーター、あいサポート企業・団体、あいサポートメッセンジャー、
その他関心のある方

【参加費】 無 料

【受講申し込み】 参加申込書により、FAX または電子メールにて申込みください。

(1) 申込期限：各会場開催日の 1週間前まで にFAX又は電子メールにて本会事務局へお申込みください。

なお、申込多数の場合は、定員になり次第締め切りますのでご承知ください。

(2) 申込書に記載された個人情報は、本研修の参加者受付や連絡のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

平成28年度あいサポーター地域実践塾 参加申込書

市町村	氏 名	希望日	参加区分
所属機関（電話番号）		希望通訳	
		※〇印をしてください。	
		東部：10月27日／11月7日 中部：11月16日／11月24日 西部：10月20日／11月1日	・あいサポーター ・メッセンジャー ・その他
	(- -)	手話通訳／要約筆記	
		東部：10月27日／11月7日 中部：11月16日／11月24日 西部：10月20日／11月1日	・あいサポーター ・メッセンジャー ・その他
	(- -)	手話通訳／要約筆記	
		東部：10月27日／11月7日 中部：11月16日／11月24日 西部：10月20日／11月1日	・あいサポーター ・メッセンジャー ・その他
	(- -)	手話通訳／要約筆記	
		東部：10月27日／11月7日 中部：11月16日／11月24日 西部：10月20日／11月1日	・あいサポーター ・メッセンジャー ・その他
	(- -)	手話通訳／要約筆記	
		東部：10月27日／11月7日 中部：11月16日／11月24日 西部：10月20日／11月1日	・あいサポーター ・メッセンジャー ・その他
	(- -)	手話通訳／要約筆記	

※希望会場・通訳希望欄に〇印をお願いします。

通訳派遣の関係上 通訳を希望される場合は申込期日までにご連絡をお願いします。

期日以降のお申込みの場合、希望通訳の派遣ができない場合があります。予めご了承ください。

【問い合わせ・申込先】

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部（担当：中島・濱本）

〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5 県立福祉人材研修センター内

TEL 0857-59-6344 FAX 0857-59-6340

メールアドレス vc@tottori-wel.or.jp

体験・交流施設紹介

＜東部会場＞

◆社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会 ふくし作業所（青谷）

個々の能力を発揮し、働くことが喜びとなる作業所を目指しています。

全員が同じ町内の方ばかりなので、地域の皆さんに支えられながら働いています。

（受託事業）下着のたたみ作業・キャラクター製品のシール貼り・タオルたたみ等の作業を皆で助け合いながら行っています。

（製品販売事業）和紙製品の販売・布マットの製造等の製品を販売しています。



【ふくし作業所（鳥取市青谷町）】就労継続支援 B 型

＜中部会場＞

◆社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会 琴浦ふれあい事業所

法人の基本理念である「みんなで支えあい共に生きる福祉のまちづくり」をモットーに利用者一人ひとりに合った支援を行い、ボランティアさんや地域との交流を大切にしています。

（就労継続支援 B 型）

箱折・箱の組立、野菜栽培、野菜・果物の加工・販売、芝の出荷、公園・海岸・施設の清掃、年賀状・ハガキ・名刺の作成・印刷、施設外就労・町内のイベントへの出店などを行っています。

（生活介護）

入浴、健康指導・往診、レクリエーション、パソコン、リハビリ・体操、気功療法、調理実習、買物訓練、創作活動、生産活動などを行っています。



【ふれあい事業所（琴浦町赤碕）】就労継続支援 B 型

＜西部会場＞

◆社会福祉法人鳥取県厚生事業団 西部やまと園

「健康で生きがいを持ち、安心して生活できる施設」「地域に信頼される施設」を目標に日々の支援サービスの向上に努めています。

生活介護事業では利用者にサービスを提供していますが、その中で就労意識を高めるために受託作業や手芸、農作業などを行い、地域の方との関係性を築いたり音楽療法や機能訓練で個々の情緒安定と健康維持を図っています。



【西部やまと園（南部町阿賀）】障害者支援施設